

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和4年度 第1回高松市農業基本対策審議会農業所得対策部会
開催日時	令和4年6月1日（水）午前10時～午前10時50分
開催場所	香川県農業協同組合中央地区営農センター 3階 大ホール
議 題	(1)農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定について (2)農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定について (3)高松市「人・農地プラン」の検討について
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
上記理由	農業者や農業団体から申請のあった農業経営改善計画や青年等就農計画、高松市「人・農地プラン」の審査等するため開催するものであるが、申請内容に個人及び法人の農業経営に関する情報が記載されており、高松市情報公開条例第7条1号及び2号に該当するため
出席委員	〔高松市農業基本対策審議会農業所得対策部会委員：12人〕 森口部会長、溝渕委員、山田委員、吉村委員、和田委員、吉田委員、荒川委員、鎌倉委員、松浦委員、十河委員、木村委員、北濱委員
傍 聴 者	-人（定員-人）
担当課及び 連 絡 先	農林水産課 農林計画係 電話839-2422

会議の経過及び結果

議題(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定について

事務局から資料に基づき説明。認定について異議なし。

(質疑等)

【委 員】 5年に1回は水稻作付けをしないと麦の交付金がでなくなるが、認定農業者に対する説明はできているか。

【事務局】 農家に配布する「農家のしおり」に掲載したり、集落実行組合長会等の会を通じて周知をしている。認定農業者に対しては、経営改善計画作成相談会等の機会を通じて、再度周知を行っていきたい。

【委 員】 認定の基準である農業所得が軽視されているのではないか。

【事務局】 当初の所得目標は高かったが、現在は状況にあわせ、仕事として成立する所得として所得目標は変更されている。

【委 員】 認定農業者に対する補助状況は。

【事務局】 認定農業者が要件となる各種補助事業が様々あり、例えば、農地の集積による経営拡大面積に対して助成を行っている。

議題(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定について

事務局から資料に基づき説明。認定について異議なし

議題(3) 高松市「人・農地プラン」の検討について
事務局から資料に基づき説明。承認について異議なし